

平成 25 年度税制改正（租税特別措置関係）の概要について

平成 25 年 4 月 8 日
公益社団法人リース事業協会

1. 生産等設備投資促進税制の創設

【租税特別措置法第 10 条の 5 の 2、第 42 条の 12 の 2】

- 青色申告書を提出する個人・法人が適用対象年度に生産等資産を取得し、当該適用対象年度終了日に当該生産等資産を有している場合で、かつ、当該生産等資産の取得価額が一定の要件を満たす場合、特別償却（生産等資産の取得価額の 30%）又は税額控除（生産等資産の取得価額の 3%）のいずれかを適用することができる。ただし、所有権移転外リース取引の場合には、特別償却を適用することはできない（別添参照）。

2. 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除の創設

【租税特別措置法第 10 条の 5 の 3、第 42 条の 12 の 3】

- 青色申告書を提出する特定中小企業者等が、指定期間内に器具・備品並びに建物附属設備を取得し、指定事業の用に供した場合、特別償却（取得価額の 30%）又は税額控除（取得価額の 7%）のいずれかを適用することができる。ただし、所有権移転外リース取引の場合には、特別償却を適用することはできない（別添参照）。

3. 環境関連投資促進税制の延長・拡充

【租税特別措置法第 10 条の 2 の 3、第 42 条の 5】

- 環境関連投資促進税制の適用期間が延長された。特別償却（取得価額の 30%）並びに税額控除（取得価額の 7%）の適用期間は平成 28 年 3 月 31 日まで、即時償却については平成 27 年 3 月 31 日まで延長された。なお、所有権移転外リースの場合には、特別償却並びに即時償却を適用することができない（別添参照）。
- 補助金・交付金の交付を受けて取得等した対象設備（エネルギー環境負荷低減推進設備等）には、環境関連投資促進税制を適用することはできない。

以上

生産等設備投資促進税制の概要

1. 適用期間 平成 25 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日

2. 対象事業者 青色申告書を提出する個人・法人※1

3. 対象設備・要件・措置内容

対象設備	要件	措置内容
【生産等資産】 ① 機械及び装置 ② 建物及びその附属設備（暖冷房設備、照明設備、通風設備、昇降機その他建物に附属する設備） ③ 構築物（ドック、橋、岸壁、栈橋、軌道、貯水池、坑道、煙突その他土地に定着する土木設備又は工作物） ④ 船舶 ⑤ 航空機 ⑥ 車両及び運搬具 ⑦ 工具、器具及び備品（観賞用、興行用その他これらに準ずる用に供する生物を含む。）	適用対象年度に新たに取得し、当該適用対象年度終了日に有している生産等資産の取得価額の合計額が、次の要件のいずれも満たしている。 ① 法人が有する減価償却資産につき、適用対象年度に償却費として損金経理した金額を超えていること。 ② 適用対象年度前の事業年度における生産等資産の取得価額の合計額の 110%を超えていること。	取得価額×3%の税額控除※2 又は 取得価額×30%の特別償却※3

※1 国内の個人・法人の事業の用に供する対象設備（生産等資産）が生産等設備投資促進税制の対象となるが、貸付の用に供する場合は適用できない。

※2 税額控除額が法人税額の 20%を超える場合には、法人税額の 20%を上限として税額控除する。

※3 特別償却については、所有権移転外リース取引の場合には適用できない。

特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除の概要

1. 適用期間 平成 25 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日

2. 対象事業者・指定事業・対象設備・措置内容

対象事業者	指定事業	対象設備	措置内容
【特定中小企業者等】 ① 認定経営革新等支援機関の経営改善に関する指導・助言を受けた中小企業者※1 ② 中小企業等協同組合（中小企業団体中央会を除く。）、出資組合である商工組合、商店街振興組合、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合	① 卸売業 ② 小売業 ③ 農業 ④ 林業 ⑤ 漁業 ⑥ 水産養殖業 ⑦ 財務省令で定める事業（下記参照）	【経営改善設備】 ① 1 台・1 基（1 組・1 式）あたり 30 万円以上の器具・備品 ② 1 設備あたり 60 万円以上の建物付属設備（認定経営革新等支援機関による書面に記載のあるもの）	取得価額×7%の税額控除※2 又は 取得価額×30%の特別償却※3

※1 中小企業者とは、資本（出資）金 1 億円以下又は常用従業員数 1,000 人以下の資本（出資）のない法人（資本金 1 億円超の大企業 1 社が 1/2 以上出資している法人又は資本金 1 億円を超える 2 社以上の大企業が 2/3 以上出資している法人を除く。）

※2 税額控除の適用については、資本（出資）金 3,000 万円以下の法人に限られる。また、税額控除額が法人税額の 20%を超える場合には、法人税額の 20%を上限として税額控除するが、これを超える金額については翌年度に限り繰り越すことができる（法人税額の 20%が上限）。

※3 特別償却については、所有権移転外リース取引の場合には適用できない。

【財務省令で定める事業】

情報通信業、一般旅客自動車運送業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、こん包業、損害保険代理業、不動産業、物品賃貸業、専門サービス業、広告業、技術サービス業、旅館業及びホテル業、宿泊業、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業、料理店業その他の飲食店業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、社会保険・社会福祉・介護事業、サービス業（情報通信業、駐車場業、物品賃貸業、宿泊業、娯楽業（映画業を除く。）医療業、保健衛生及び社会保険・社会福祉・介護事業を除く。）※4

※4 風俗営業、性風俗関連特殊営業に該当する事業には適用されない。

環境関連投資促進税制の概要

1. 適用期間 平成 28 年 3 月 31 日まで

2. 対象事業者・措置内容・対象設備

対象事業者	対象設備	措置内容
青色申告書を提出する 中小企業者等 ※1	エネルギー環境負荷低減推進設備等 (下記参照)	取得価額×7%の税額控除※2
青色申告書を提出する 個人・法人	エネルギー環境負荷低減推進設備等	取得価額×30%の特別償却※3
	特定エネルギー環境負荷低減推進設備等 (下記参照)	取得価額から普通償却限度額を控除した金額の特別償却(即時償却)※4

※1 中小企業者等とは次の①又は②に該当する者をいう。

- ① 資本(出資)金1億円以下の法人又は常用従業員数1,000人以下の資本(出資)のない法人(資本金1億円超の大企業1社が1/2以上出資している法人又は資本金1億円を超える2社以上の大企業が2/3以上出資している法人を除く。)
- ② 農業協同組合、農業協同組合連合会、中小企業等協同組合、出資組合である商工組合及び商工組合連合会、内航海運組合、内航海運組合連合会、出資組合である生活衛生同業組合、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、森林組合並びに森林組合連合会

※2 税額控除額が法人税額の20%を超える場合には、法人税額の20%を上限として税額控除するが、これを超える金額については翌年度に限り繰り越すことができる(法人税額の20%が上限)。

※3 特別償却については、所有権移転外リース取引の場合には適用できない。

※4 即時償却については、所有権移転外リース取引の場合には適用できない。また、適用期間は平成27年3月31日までとされている。

【エネルギー環境負荷低減推進設備等※5】

【別表1】太陽光発電設備、風力発電設備

【別表2】中小水力発電設備、水熱利用設備、雪氷熱利用設備、バイオマス利用装置

【別表3】熱電併給型動力発生装置

【別表4】熱併給型動力発生装置、コンバインドサイクル発電ガスタービン、高効率配線設備、高効率複合作業機械、ハイブリッド建設機械、高効率電気式誘導加熱炉、断熱強化型工業炉、高性能工業炉廃熱回収式燃焼装置、プラグインハイブリッド自動車、エネルギー回生型ハイブリッド自動車、電気自動車、電気自動車専用急速充電設備、ガス冷房装置、高効率型電動熱源機、高断熱窓装置、氷蓄熱式冷凍機組込型空気調和機、高効率照明設備、定置用蓄電設備、

【別表5】測定装置、中継装置、アクチュエーター、可変風量制御装置、インバーター、電子計算機

※5 下線で示した設備は特定エネルギー環境負荷低減推進設備等に該当する。